

平成25年12月河内長野市定例教育委員会会議の概要

1. 日 時

平成25年12月26日(木) 午後3時30分～午後4時45分

2. 場 所

河内長野市役所 7階 行政委員会室

3. 出席者

(1) 教育委員

澤田委員長、柴委員、阪谷委員、嘉名委員、和田教育長

(2) 事務局

中尾教育推進部長、大江生涯学習部長、西田教育推進部理事、中村生涯学習課長、井上ふるさと文化課長、原田図書館長、岡田学校教育課長、森本学校教育課参事、大久保学校教育課参事、柳谷青少年育成課長、木谷教育総務課長、古谷教育総務課主幹、西川教育総務課主査

4. 審議内容

(1) 議案第25号「教育財産の用途廃止について」

(説明要旨)

河内長野市立滝畑ふるさと文化財の森センター用地について、大阪府富田林土木事務所より、堂村北谷砂防えん堤整備の事業用地として譲渡の依頼があった。

当該事業については、土石流などの土砂災害から災害時指定避難場所でもある同センター施設を守るものでもあり、また、当該用地は同センター用地として保有しているものの、主要な部分ではなく、当該用地の用途廃止により同センター運営への影響はないことから用途廃止を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(2) 報告第23号「和解並びに損賠賠償の額の決定について」

(説明要旨)

平成25年9月9日、河内長野市立市民交流センター地下駐車場出入口にて、地下駐車場への進入防止の目的で張っていたチェーンに、地下駐車場から出庫しようとした施設利用者の運転する車両が接触した物損事故について和解の運びとなり、平成25年11月29日に市長が専決処分した件について、平成25年12月市議会に報告したため、これを報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

(3) 報告第24号「河内長野市放課後児童会対象学年拡大の試行に関する規則の一部改正について」

(説明要旨)

昨年8月、子ども子育て支援法及び関連法が可決・成立し、児童福祉法が一部改正され、放課後児童会対象児童が小学校6年生までとなった。

同法の施行は平成27年度の予定であるが、本市においては、平成25年度より試行的に対象学年を拡大し、現在小学校4年生までの受け入れを行っており、この度、放課後児童会運営審議会からのご意見を受け、平成26年度より、試行的に小学校5年生まで対象学年を更に拡大するため、本規則について改正を行ったことを報告するもの。

なお、放課後児童会対象児童については、放課後児童会条例にて規定しているが、小学校4年生への対象学年の拡大時と同様に、今回も試行的な実施であるため、条例改正ではなく規則改正により対応するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

以 上